



新潟県



発行 新潟県

号外 5

令和3年3月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 32 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課)
- 33 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政改革課)
- 34 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則 (行政改革課)
- 35 令和3年度の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則 (行政改革課)

訓 令

- 9 新潟県事務決裁規程の一部改正 (行政改革課)
- 10 新潟県現場事務所等設置規程の一部改正 (行政改革課)

規 則

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第32号**

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（県民生活・環境部）</p> <p><b>第6条の3</b> 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>県民生活課</p> <p>総務班 社会活動推進係 <u>広域避難者支援係</u></p> <p>消費とくらしの安全室 交通安全対策室</p> <p>文化振興課～男女平等社会推進課 （略）</p> <p>環境企画課～廃棄物対策課 （略）</p>	<p>（県民生活・環境部）</p> <p><b>第6条の3</b> 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>県民生活課</p> <p>総務班 社会活動推進係 消費とくらしの安全室 交通安全対策室</p> <p>文化振興課～男女平等社会推進課 （略）</p> <p><u>震災復興支援課</u></p> <p><u>計画調整係 広域支援対策係</u></p> <p>環境企画課～廃棄物対策課 （略）</p>
<p>（福祉保健部）</p> <p><b>第6条の5</b> 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p> <p><u>福祉保健総務課</u> （略）</p> <p>国保・福祉指導課 （略）</p> <p><u>地域医療政策課</u></p> <p><u>医療指導係 魚沼班 県央班 地域医療整備室</u></p> <p><u>感染症対策・薬務課</u></p> <p><u>感染症対策班 薬務係 薬事指導係</u></p> <p>医師・看護職員確保対策課・高齢福祉保健課 （略）</p> <p><u>健康づくり支援課</u></p> <p>難病等対策係 健康立県推進班 歯科保健係</p> <p>成人保健係 母子保健係</p> <p>生活衛生課～子ども家庭課 （略）</p>	<p>（福祉保健部）</p> <p><b>第6条の5</b> 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p> <p><u>福祉保健課</u> （略）</p> <p>国保・福祉指導課 （略）</p> <p><u>医務薬事課</u></p> <p><u>地域医療班 医療指導係 薬務係 薬事指導係</u></p> <p><u>基幹病院整備室</u></p> <p><u>魚沼班 県央班</u></p> <p>医師・看護職員確保対策課・高齢福祉保健課 （略）</p> <p><u>健康対策課</u></p> <p>難病等対策係 <u>感染症対策係</u> 健康立県推進班</p> <p>歯科保健係 成人保健係 母子保健係</p> <p>生活衛生課～子ども家庭課 （略）</p>
<p>（産業労働部）</p> <p><b>第6条の6</b> 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>産業政策課 （略）</p> <p><u>地域産業振興課</u></p> <p><u>金融係 小規模企業支援係 地場産業・日本酒</u></p>	<p>（産業労働部）</p> <p><b>第6条の6</b> 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>産業政策課 （略）</p> <p><u>創業・経営支援課</u></p> <p><u>創業・小規模企業支援班 金融係</u></p>

振興室  
創業・イノベーション推進課  
 次世代産業育成班 創業支援班 新エネルギー資源開発室

産業立地課 (略)  
 しごと定住促進課  
 労政企画係 雇用対策係 U・Iターン就業促進班  
 職業能力開発課  
企画・指導班 技能振興係

(農地部)  
**第6条の9** 農地部に次の課、室及び係を置く。  
 農地管理課  
 総務係 予算第1係 予算第2係 農用地調整係 総合調整室  
 農地計画課 (略)  
 農地建設課  
 施設管理係 水利係 防災係  
 農地整備課・農村環境課 (略)

(分掌事務)  
**第9条** 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。  
 知事政策局・総務管理部 (略)  
 県民生活・環境部  
 県民生活課  
 (1)～(4) (略)  
(5) 東日本大震災による避難者の支援に関する事項  
(6) 平成16年新潟県中越地震及び平成19年新潟県中越沖地震に関する事項  
(7) (略)  
(8) (略)  
(9) (略)  
(10) (略)  
(11) (略)  
(12) (略)  
(13) (略)  
 文化振興課～男女平等社会推進課 (略)

環境企画課～廃棄物対策課 (略)

産業振興課  
 新分野育成係 技術振興係 新エネルギー資源開発室

商業・地場産業振興課  
 商業振興係 地場産業振興室  
 産業立地課 (略)  
 しごと定住促進課  
 労政企画係 雇用対策班 U・Iターン就業促進班  
 職業能力開発課  
企画係 指導係 技能振興係

(農地部)  
**第6条の9** 農地部に次の課、室及び係を置く。  
 農地管理課  
 総務係 予算第1係 予算第2係 農地調整係 総合調整室  
 農地計画課 (略)  
 農地建設課  
用地係 施設管理係 水利係 防災係  
 農地整備課・農村環境課 (略)

(分掌事務)  
**第9条** 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。  
 知事政策局・総務管理部 (略)  
 県民生活・環境部  
 県民生活課  
 (1)～(4) (略)  
(5) (略)  
(6) (略)  
(7) (略)  
(8) (略)  
(9) (略)  
(10) (略)  
(11) (略)  
 文化振興課～男女平等社会推進課 (略)  
震災復興支援課  
(1) 平成16年新潟県中越地震による災害の復興の支援に関する事項  
(2) 平成19年新潟県中越沖地震による災害の復興の支援に関する事項  
(3) 東日本大震災による避難者の支援に関する事項  
 環境企画課～廃棄物対策課 (略)

防災局 (略)  
 福祉保健部  
福祉保健総務課  
 (1) (略)  
 (2) 福祉保健部所管の人事、予算及び経理に関する事項 (基幹病院事業に関する事項を除く。)  
 (3)～(15) (略)  
 国保・福祉指導課 (略)  
地域医療政策課  
 (1) 地域医療体制の整備に関する事項  
 (2)・(3) (略)  
 (4) 生物及び理化学検査の指導及び調整に関する事項  
 (5) 基幹病院事業の予算及び経理に関する事項  
 (6) 魚沼基幹病院に関する事項  
 (7) 県央基幹病院に関する事項  
感染症対策・薬務課  
 (1) エイズ、結核その他の感染症に関する事項  
 (2) 薬物の乱用防止に関する事項  
 (3) 血液の確保に関する事項  
 (4) 医薬品等の安全確保に関する事項  
 医師・看護職員確保対策課・高齢福祉保健課 (略)  
健康づくり支援課  
 (1)～(3) (略)  
 (4) (略)  
 (5) (略)  
 (6) (略)  
 (7) (略)  
 (8) (略)  
 (9) (略)  
 生活衛生課～子ども家庭課 (略)  
 産業労働部  
産業政策課  
 (1)・(2) (略)  
 (3) 県内産業の高付加価値化に関する事項 (創業・イノベーション推進課の所管に属する事項を除く。)  
 (4)～(7) (略)  
地域産業振興課  
 (1) 中小企業の金融に関する事項  
 (2) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項  
 (3) 貸金業に関する事項  
 (4) 商工団体の育成指導に関する事項  
 (5) 小規模企業の支援及び総合的な調整に関する事項

防災局 (略)  
 福祉保健部  
福祉保健課  
 (1) (略)  
 (2) 福祉保健部所管の人事、予算及び経理に関する事項 (基幹病院整備室の所管に属する事項を除く。)  
 (3)～(15) (略)  
 国保・福祉指導課 (略)  
医務薬事課  
 (1) 地域医療体制の整備に関する事項 (基幹病院整備室の所管に属する事項を除く。)  
 (2)・(3) (略)  
 (4) 薬物の乱用防止に関する事項  
 (5) 血液の確保に関する事項  
 (6) 生物及び理化学検査の指導及び調整に関する事項  
 (7) 医薬品等の安全確保に関する事項  
基幹病院整備室  
 (1) 基幹病院事業の予算及び経理に関する事項  
 (2) 魚沼基幹病院に関する事項  
 (3) 県央基幹病院に関する事項  
 医師・看護職員確保対策課・高齢福祉保健課 (略)  
健康対策課  
 (1)～(3) (略)  
 (4) エイズ、結核その他の感染症に関する事項  
 (5) (略)  
 (6) (略)  
 (7) (略)  
 (8) (略)  
 (9) (略)  
 (10) (略)  
 生活衛生課～子ども家庭課 (略)  
 産業労働部  
産業政策課  
 (1)・(2) (略)  
 (3) 県内産業の高付加価値化に関する事項 (産業振興課の所管に属する事項を除く。)  
 (4)～(7) (略)  
創業・経営支援課  
 (1) 商工団体の育成指導に関する事項  
 (2) 小規模企業の支援及び総合的な調整に関する事項  
 (3) 起業・創業の推進に関する事項  
 (4) 中小企業の金融に関する事項  
 (5) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (債権管理等に関するものに限る。)

- (6) 商業の振興に関する事項（新産業の創造及び新分野進出企業の振興に関する事項を除く。）
- (7) 大規模小売店舗の立地に関する生活環境の審査及び調整に関する事項
- (8) 小売商業の調整に関する事項
- (9) にぎわいのあるまちづくりの推進に関する事項
- (10) 地場産業の振興に関する事項
- (11) 下請中小企業の振興に関する事項
- (12) 県産品の販路拡大に関する事項
- (13) 醸造試験場に関する事項  
創業・イノベーション推進課
- (1)～(3) (略)
- (4) 工業技術総合研究所に関する事項
- (5) 起業・創業の推進に関する事項
- (6) 鉱工業資源及び新エネルギーに関する事項
- (7) 電力及び電気工事に関する事項

産業立地課～職業能力開発課 (略)  
観光局・農林水産部 (略)  
農地部  
農地管理課

- (1)～(5) (略)
- (6) 農業農村整備事業の用地取得及び損失補償に関する事項
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)  
農地計画課 (略)  
農地建設課

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- 農地整備課 (略)

- (6) 貸金業に関する事項

産業振興課

- (1)～(3) (略)
- (4) 鉱工業資源及び新エネルギーに関する事項
- (5) 電力及び電気工事に関する事項
- (6) 工業技術総合研究所に関する事項
- (7) 醸造試験場に関する事項

商業・地場産業振興課

- (1) 商業の振興に関する事項（新産業の創造及び新分野進出企業の振興に関する事項を除く。）
- (2) 大規模小売店舗の立地に関する生活環境の審査及び調整に関する事項
- (3) 小売商業の調整に関する事項
- (4) にぎわいのあるまちづくりの推進に関する事項
- (5) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項（創業・経営支援課の所管に属する事項を除く。）

- (6) 地場産業の振興に関する事項
- (7) 下請中小企業の振興に関する事項
- (8) 県産品の販路拡大に関する事項  
産業立地課～職業能力開発課 (略)  
観光局・農林水産部 (略)  
農地部  
農地管理課

- (1)～(5) (略)

- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)  
農地計画課 (略)  
農地建設課

- (1) 農業農村整備事業の用地取得及び損失補償に関する事項
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- 農地整備課 (略)

農村環境課  
 (1)～(6) (略)  
(7) 棚田地域の振興に関する事項  
 土木部  
 監理課  
 (1)・(2) (略)

(3) (略)  
(4) (略)  
(5) (略)  
(6) (略)  
(7) (略)  
(8) (略)

技術管理課 (略)  
 用地・土地利用課  
 (1)・(2) (略)  
 (3) 土地の収用又は使用に関する事項

(4)～(10) (略)  
 道路管理課～営繕課 (略)  
 交通政策局・出納局 (略)

2 (略)

(分掌事務)  
**第12条** (略)  
 2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 企画振興部  
 総務課・地域振興課 (略)  
 県民サービスセンター

(1) (略)  
(2) (略)  
(3) (略)

県税部～地域整備部 (略)

3・4 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、次のとおりとする。  
 企画振興部  
 総務課・地域振興課 (略)  
 県民サービスセンター

(1) 海外渡航に関する事項  
(2) 県民相談に関する事項  
(3) 情報公開に関する事項  
(4) 行政資料の閲覧に関する事項

県税部～地域整備部 (略)

農村環境課  
 (1)～(6) (略)

土木部  
 監理課  
 (1)・(2) (略)  
(3) 収用委員会、あつせん委員及び仲裁委員に関する事項  
(4) (略)  
(5) (略)  
(6) (略)  
(7) (略)  
(8) (略)  
(9) (略)

技術管理課 (略)  
 用地・土地利用課  
 (1)・(2) (略)  
 (3) 土地の収用又は使用に関する事項(収用委員会、あつせん委員及び仲裁委員に関する事項を除く。)

(4)～(10) (略)  
 道路管理課～営繕課 (略)  
 交通政策局・出納局 (略)

2 (略)

(分掌事務)  
**第12条** (略)  
 2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。  
 企画振興部  
 総務課・地域振興課 (略)  
 県民サービスセンター

(1) 海外渡航に関する事項  
(2) (略)  
(3) (略)  
(4) (略)

県税部～地域整備部 (略)

3・4 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、次のとおりとする。  
 企画振興部  
 総務課・地域振興課 (略)  
 県民サービスセンター

第2項に規定する企画振興部県民サービスセンターの分掌事務  
 県税部～地域整備部 (略)

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)  
 農業振興部  
 庶務課

- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 農業振興地域の整備に関する事項
- (3) 農業農村整備事業に係る入札及び契約に関する事項
- (4) 農業農村整備事業に係る用地の買収及び各種補償に関する事項
- (5) 土地改良区に関する事項
- (6) 農業基盤整備資金に関する事項
- (7) 土地改良財産の管理及び処分に関する事項
- (8) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項
- (9) 国有農地及び開拓財産等の管理処分等に関する事項
- (10) 農用地等の集団化に関する事項
- (11) 部内他課に属しない事項

企画振興課～農村整備課 (略)  
 地域整備部 (略)

7 (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)  
 農業振興部  
 庶務課

第6項に規定する農業振興部庶務課の分掌事務

企画振興課～農村整備課 (略)  
 地域整備部 (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)  
 農業振興部  
 庶務課

第4項に規定する農業振興部庶務課の分掌事務

企画振興課～農村整備課 (略)  
 地域整備部 (略)

7 (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)  
 農業振興部  
 庶務課

- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 農業振興地域の整備に関する事項
- (3) 農業農村整備事業に係る入札及び契約に関する事項
- (4) 農業農村整備事業に係る用地の買収及び各種補償に関する事項
- (5) 土地改良区に関する事項
- (6) 農業基盤整備資金に関する事項
- (7) 土地改良財産の管理及び処分に関する事項
- (8) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項
- (9) 国有農地及び開拓財産等の管理処分等に関する事項
- (10) 農用地等の集団化に関する事項
- (11) 部内他課に属しない事項

企画振興課～農村整備課 (略)  
 地域整備部 (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)  
 農業振興部  
 庶務課  
第6項に規定する農業振興部庶務課の分掌事務  
 企画振興課～農村整備課 (略)  
 地域整備部 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部  
 総務課・地域振興課 (略)  
 県民サービスセンター  
第5項に規定する企画振興部県民サービスセンターの分掌事務  
 県税部～地域整備部 (略)

11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部  
 総務課・地域振興課 (略)  
 県民サービスセンター  
第5項に規定する企画振興部県民サービスセンターの分掌事務  
 県税部～地域整備部 (略)

13～23 (略)

(分掌事務)

**第67条** 東京事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(分掌事務)

**第105条** コロニーにいがた白岩の里の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部 (略)  
 児童部

(1) 最重度知的障害児の生活及び学習指導並びに治療訓練に関する事項  
(2) 最重度知的障害者の生活指導及び治療訓練に関する事項(児童部において施設入所支援のサービスを受けている者に関する事項に限る。)

成人部  
 最重度知的障害者の生活指導及び治療訓練に関する事項(児童部において施設入所支援のサービスを受けている者に関する事項を除く。)

高齢期更生部～社会復帰部 (略)

企画振興部・健康福祉部 (略)  
 農業振興部  
 庶務課  
第8項に規定する農業振興部庶務課の分掌事務  
 企画振興課～農村整備課 (略)  
 地域整備部 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部  
 総務課・地域振興課 (略)  
 県民サービスセンター  
第2項に規定する企画振興部県民サービスセンターの分掌事務  
 県税部～地域整備部 (略)

11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部  
 総務課・地域振興課 (略)  
 県民サービスセンター  
第2項に規定する企画振興部県民サービスセンターの分掌事務  
 県税部～地域整備部 (略)

13～23 (略)

(分掌事務)

**第67条** 東京事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)  
(4) 県内就職の相談、援助等に関する事項

(分掌事務)

**第105条** コロニーにいがた白岩の里の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部 (略)  
 児童部

最重度知的障害児の生活及び学習指導並びに治療訓練に関する事項  
 成人部  
 最重度知的障害者の生活指導及び治療訓練に関する事項

高齢期更生部～社会復帰部 (略)

(行財政改革監)  
第165条の3 本庁に行財政改革監を置く。

2 行財政改革監は、上司の命を受けて行財政改革の推進に関する重要事項の総合的な調整を行う。

第170条の2 (略)

(広報監)  
第170条の3 知事政策局広報広聴課に広報監を置くことができる。

(総括政策企画員等)  
第177条 (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策課、ICT推進課及び国際課、総務管理部行政改革課、大学・私学振興課及び税務課、県民生活・環境部県民生活課、スポーツ課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課及び障害福祉課、産業労働部産業政策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推進課、しごと定住促進課及び職業能力開発課、観光局観光企画課及び国際観光推進課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(地域振興局の副部長等)  
第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

(略)  
新潟地域振興局 企画振興部 副部長

(略)

(略)  
長岡地域振興局 企画振興部 副部長

(略)

(略)  
上越地域振興局 企画振興部 副部長

(略)

(略)

(広報監)  
第165条の3 知事政策局に広報監を置くことができる。

2 広報監は、部長の命を受けて広報及び広聴に関する事務を処理するとともに部長を補佐して広報及び広聴に関する重要事項の企画及び調整を行う。

第170条の2 (略)

(総括政策企画員等)  
第177条 (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策課、ICT推進課及び国際課、総務管理部行政改革課、大学・私学振興課及び税務課、県民生活・環境部県民生活課、スポーツ課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、高齢福祉保健課、健康対策課及び障害福祉課、産業労働部産業政策課、創業・経営支援課、産業振興課、商業・地場産業振興課及びしごと定住促進課、観光局観光企画課及び国際観光推進課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(地域振興局の副部長等)  
第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

(略)  
新潟地域振興局 企画振興部 副部長(総務担当)  
副部長(労働担当)

(略)

(略)  
長岡地域振興局 企画振興部 副部長(総務担当)  
副部長(労働担当)

(略)

(略)  
上越地域振興局 企画振興部 副部長(総務担当)  
副部長(労働担当)

(略)

(略)

<p>(内部組織の長等)</p> <p><b>第192条</b> (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>8 鳥獣被害対策支援センターに鳥獣被害対策統括調整監を置くことができる。</u></p> <p>9 各地域機関の内部組織の長、副所長、教頭、寮長、副寮長、事務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長、<u>副校長及び鳥獣被害対策統括調整監</u>は、上司の命を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。</p> <p>(課長代理等)</p> <p><b>第211条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 課長代理、総括所長代理、所長代理及び室長代理</u>は、上司の命を受けてその組織の事務を処理するとともに、指示された担当事務を整理する。</p>	<p>(内部組織の長等)</p> <p><b>第192条</b> (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>8 各地域機関の内部組織の長、副所長、教頭、寮長、副寮長、事務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長及び副校長</u>は、上司の命を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。</p> <p>(課長代理等)</p> <p><b>第211条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 地域振興局地域整備部の分所に分所長代理を置くことができる。</u></p> <p><u>6 課長代理、総括所長代理、所長代理、室長代理、支所長代理及び分所長代理</u>は、上司の命を受けてその組織の事務を処理するとともに、指示された担当事務を整理する。</p>
---	--

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第33号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（地域振興局長への委任）</p> <p><b>第3条の3</b> 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(37) (略)</p> <p><u>(37)の2 浄化槽法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(37)の3 浄化槽法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。</u></p> <p>(38) 浄化槽法第11条の3の規定による浄化槽の使用を廃止した旨の届出を受理すること。</p> <p>(39)～(43) (略)</p> <p><u>(43)の2 浄化槽法第49条第1項の規定により、浄化槽台帳を作成すること。</u></p> <p><u>(43)の3 浄化槽法第49条第2項の規定により、浄化槽に関する情報の提供を求めること。</u></p> <p><u>(43)の4 浄化槽法附則第11条第1項の規定により、特定既存単独処理浄化槽に関し、必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。</u></p> <p><u>(43)の5 浄化槽法附則第11条第2項の規定により、特定既存単独処理浄化槽に関し、必要な措置をとることを勧告すること。</u></p> <p><u>(43)の6 浄化槽法附則第11条第3項の規定により、勧告に係る措置をとることを命ずること。</u></p> <p>(44)～(102)の3 (略)</p> <p>(102)の4 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>(昭和25年法律第127号)第22条第1項の規定による事業の開始の届出を受理すること（生産業者に係るものに限る。次号において同じ。）。</p> <p>(102)の5 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第22条第2項の規定による届出事項に係る変更又は事業の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(102)の6 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第23条第1項の規定による販売業務の開始の届出を受理すること（届出に係る販売業務を行う事業場が一の地域振興局の所管区域内に存する場合に限り、かつ、当該届出を行う者が届出の際現に当該地域振興局以外の地域振興局の所管区</p>	<p>（地域振興局長への委任）</p> <p><b>第3条の3</b> 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(37) (略)</p> <p>(38) 浄化槽法第11条の2の規定による浄化槽の使用を廃止した旨の届出を受理すること。</p> <p>(39)～(43) (略)</p> <p>(44)～(102)の3 (略)</p> <p>(102)の4 <u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号）第22条第1項の規定による事業の開始の届出を受理すること（生産業者に係るものに限る。次号において同じ。）。</p> <p>(102)の5 <u>肥料取締法</u>第22条第2項の規定による届出事項に係る変更又は事業の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(102)の6 <u>肥料取締法</u>第23条第1項の規定による販売業務の開始の届出を受理すること（届出に係る販売業務を行う事業場が一の地域振興局の所管区域内に存する場合に限り、かつ、当該届出を行う者が届出の際現に当該地域振興局以外の地域振興局の所管区域内に存する販売業務</p>

域内に存する販売業務を行う事業場を有している場合を除く。次号において同じ。)

(102)の7 肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定による届出事項に係る変更又は販売業務の廃止の届出を受理すること。

(102)の8 肥料の品質の確保等に関する法律第29条第1項又は第3項の規定により、生産業者等から報告を徴すること(第102号の4から前号までに掲げる事務に係るものに限る。次号から第102号の11までにおいて同じ。)

(102)の9 肥料の品質の確保等に関する法律第30条第1項又は第3項の規定により、職員に立入検査、質問又は収去をさせること。

(102)の10 肥料の品質の確保等に関する法律第31条第2項又は第3項の規定により、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、又は禁止すること。

(102)の11 肥料の品質の確保等に関する法律第33条第1項の規定により、聴聞を行うこと。

(103)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。

(15) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。

(16) 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。

(17)～(28) (略)

(28)の2 大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による解体等工事に係る調査の結果の報告を受理すること。

(29) 大気汚染防止法第18条の17第1項又は第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出を受理すること。

(30) 大気汚染防止法第18条の18第1項の規定により、届出に係る特定粉じん排出等作業につい

を行う事業場を有している場合を除く。次号において同じ。)

(102)の7 肥料取締法第23条第2項の規定による届出事項に係る変更又は販売業務の廃止の届出を受理すること。

(102)の8 肥料取締法第29条第1項又は第3項の規定により、生産業者等から報告を徴すること(第102号の4から前号までに掲げる事務に係るものに限る。次号から第102号の12までにおいて同じ。)

(102)の9 肥料取締法第30条第1項又は第3項の規定により、職員に立入検査、質問又は収去をさせること。

(102)の10 肥料取締法第31条第2項又は第3項の規定により、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、又は禁止すること。

(102)の11 肥料取締法第33条第1項の規定により、聴聞を行うこと。

(102)の12 新潟県肥料取締法施行細則(昭和25年新潟県規則第66号)第6条第1項又は第2項の規定による生産業者等からの報告を受理すること。

(103)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。

(15) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。

(16) 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。

(17)～(28) (略)

(29) 大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出を受理すること。

(30) 大気汚染防止法第18条の16の規定により、届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関す

て、同法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずること。

(30)の2 大気汚染防止法第18条の18第2項の規定により、届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。

(31) 大気汚染防止法第18条の21の規定により、特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること。

(31)の2 大気汚染防止法第18条の28第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出を受理すること。

(31)の3 大気汚染防止法第18条の29第1項の規定による一の施設が水銀排出施設となつた際の届出を受理すること。

(31)の4 大気汚染防止法第18条の30第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。

(31)の5 大気汚染防止法第18条の31の規定により、届出に係る水銀排出施設の構造等に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止を命ずること。

(31)の6 大気汚染防止法第18条の34第1項の規定により、水銀排出施設の構造等の改善又は使用の一時停止等を勧告すること。

(31)の7 大気汚染防止法第18条の34第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(32)～(157) (略)

(158) 削除

(159)～(231) (略)

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。）。

(233) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第3項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画を建築主事に通知すること。

る計画の変更を命ずること。

(31) 大気汚染防止法第18条の19の規定により、特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること。

(31)の2 大気汚染防止法第18条の23第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出を受理すること。

(31)の3 大気汚染防止法第18条の24第1項の規定による一の施設が水銀排出施設となつた際の届出を受理すること。

(31)の4 大気汚染防止法第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。

(31)の5 大気汚染防止法第18条の26の規定により、届出に係る水銀排出施設の構造等に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止を命ずること。

(31)の6 大気汚染防止法第18条の29第1項の規定により、水銀排出施設の構造等の改善又は使用の一時停止等を勧告すること。

(31)の7 大気汚染防止法第18条の29第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(32)～(157) (略)

(158) 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第16条第1項の規定により独立行政法人住宅金融支援機構委託業務の申請書の工事審査及び受付審査を行うこと。

(159)～(231) (略)

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。）。

(233) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第3項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画を建築主事に通知すること。

(234) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けること。

(235) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。

(236) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。

(237) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定により、必要な措置を命ずること。

(238) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

(239) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。

(240) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第42条の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り消すこと。

(241) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(242)・(243) (略)

4 (略)

5 次に掲げる事務は、長岡、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(7) (略)

6～10 (略)

(家畜保健衛生所長への委任)

**第14条** 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。

(1)～(26) (略)

(26)の2 家畜改良増殖法第25条の2第1項の規定による家畜人工授精所の変更の届出を受理すること。

(26)の3 家畜改良増殖法第25条の2第2項の規定による家畜人工授精所の廃止、休止又は再開の届出を受理すること。

(27) 家畜改良増殖法施行令第9条の規定による家畜人工授精師免許証の書換交付をすること。

(28)・(28)の2 (略)

(234) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けること。

(235) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。

(236) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第32条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。

(237) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条の規定により、必要な措置を命ずること。

(238) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

(239) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。

(240) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り消すこと。

(241) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(242)・(243) (略)

4 (略)

5 次に掲げる事務は、新発田、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(7) (略)

6～10 (略)

(家畜保健衛生所長への委任)

**第14条** 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。

(1)～(26) (略)

(27) 家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第9条の規定による家畜人工授精師免許証の書換交付をすること。

(28)・(28)の2 (略)

(28)の3 家畜改良増殖法施行規則第38条第1項の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付をすること。

(28)の4 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の再交付をすること。

(28)の5 家畜改良増殖法施行規則第40条第1項の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の返納を受けること。

(28)の6 家畜改良増殖法施行規則第40条第2項の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の提出を受けること。

(28)の7 家畜改良増殖法施行規則第40条第3項の規定により、家畜人工授精所の開設の許可証を返還すること。

(29)・(30) (略)

(29)・(30) (略)

(31) 新潟県家畜改良増殖法施行細則第8条の規定による家畜人工授精所の開設者の変更届出書を受理すること。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条の3第3項第28号の次に1号を加える改正は、令和4年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第34号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和41年新潟県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、緩和ケアセンター長、がんゲノム医療センター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、リハビリテーション副技師長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、救命救急センター副センター長、<u>患者サポートセンター長、患者サポートセンター副センター長</u>、循環器病センター長、内視鏡センター長、消化器内視鏡センター長、教育研修センター長、教育研修センター副センター長、参与、参事及び副参事</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、<u>地域連携・相談支援センター長、地域連携・相談支援センター副センター長</u>、緩和ケアセンター長、がんゲノム医療センター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、リハビリテーション副技師長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、救命救急センター副センター長、<u>地域連携センター長、地域連携室長</u>、循環器病センター長、内視鏡センター長、消化器内視鏡センター長、教育研修センター長、教育研修センター副センター長、参与、参事及び副参事</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年度の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第35号**

令和3年度の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県医療扶助審議会規則の一部改正)

**第1条** 新潟県医療扶助審議会規則(昭和35年新潟県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) <b>第8条</b> 審議会の庶務は、 <u>福祉保健部福祉保健総務課</u> において行う。	(庶務) <b>第8条</b> 審議会の庶務は、 <u>福祉保健部福祉保健課</u> において行う。

(新潟県薬事審議会規則の一部改正)

**第2条** 新潟県薬事審議会規則(昭和36年新潟県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) <b>第7条</b> 審議会の庶務は、 <u>福祉保健部感染症対策・薬務課</u> において行う。	(庶務) <b>第7条</b> 審議会の庶務は、 <u>福祉保健部医務薬事課</u> において行う。

(新潟県職員職務発明規則の一部改正)

**第3条** 新潟県職員職務発明規則(昭和40年新潟県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(審査会の組織) <b>第18条</b> (略) 2・3 (略) 4 委員は、管財課長、 <u>創業・イノベーション推進課長</u> 、農業総務課長、工業技術総合研究所長、醸造試験場長及び農業総合研究所長の職にある者をもつて充てる。	(審査会の組織) <b>第18条</b> (略) 2・3 (略) 4 委員は、管財課長、 <u>産業振興課長</u> 、農業総務課長、工業技術総合研究所長、醸造試験場長及び農業総合研究所長の職にある者をもつて充てる。

(新潟県中小企業調停審議会規則の一部改正)

**第4条** 新潟県中小企業調停審議会規則(昭和57年新潟県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) <b>第4条</b> 審議会の庶務は、 <u>産業労働部地域産業振興課</u> において行う。	(庶務) <b>第4条</b> 審議会の庶務は、 <u>産業労働部創業・経営支援課</u> において行う。

(新潟県貸金業法施行細則の一部改正)

**第5条** 新潟県貸金業法施行細則(昭和58年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(閲覧場所) <b>第4条</b> 法第9条に規定する貸金業者登録簿(以下「登録簿」という。)は、 <u>産業労働部地域産業振興課</u> に備え付け、一般の閲覧に供する。	(閲覧場所) <b>第4条</b> 法第9条に規定する貸金業者登録簿(以下「登録簿」という。)は、 <u>産業労働部創業・経営支援課</u> に備え付け、一般の閲覧に供する。

(新潟県調理師試験委員規則の一部改正)

**第6条** 新潟県調理師試験委員規則(平成11年新潟県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務)	(庶務)

<p><b>第4条</b> 試験委員の庶務は、<u>福祉保健部健康づくり支援課</u>において行う。</p>	<p><b>第4条</b> 試験委員の庶務は、<u>福祉保健部健康対策課</u>において行う。</p>
--	---

(新潟県大規模小売店舗立地審議会規則の一部改正)

**第7条** 新潟県大規模小売店舗立地審議会規則(平成12年新潟県規則第146号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務) <b>第6条</b> 審議会の庶務は、<u>産業労働部地域産業振興課</u>において行う。</p>	<p>(庶務) <b>第6条</b> 審議会の庶務は、<u>産業労働部商業・地場産業振興課</u>において行う。</p>

(新潟県健康運動実践指導者認定試験委員規則の一部改正)

**第8条** 新潟県健康運動実践指導者認定試験委員規則(平成14年新潟県規則第165号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務) <b>第4条</b> 試験委員の庶務は、<u>福祉保健部健康づくり支援課</u>において行う。</p>	<p>(庶務) <b>第4条</b> 試験委員の庶務は、<u>福祉保健部健康対策課</u>において行う。</p>

(新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会規則の一部改正)

**第9条** 新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会規則(平成20年新潟県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務) <b>第4条</b> 審議会の庶務は、<u>産業労働部地域産業振興課</u>において行う。</p>	<p>(庶務) <b>第4条</b> 審議会の庶務は、<u>産業労働部商業・地場産業振興課</u>において行う。</p>

(新潟県基幹病院事業財務規則の一部改正)

**第10条** 新潟県基幹病院事業財務規則(平成21年新潟県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(伝票の発行) <b>第18条</b> (略) 2 支払伝票は、金銭支払の取引について決裁を受けた証拠書類に基づき<u>地域医療政策課長</u>が発行するものとする。 3 振替伝票は、前2項に掲げる取引以外の取引その他必要な場合について決裁を受けた証拠書類に基づき会計管理者又は<u>地域医療政策課長</u>が発行するものとする。 4・5 (略)  (現金預金日計表の送付) <b>第21条</b> 会計管理者は、現金預金日計表を2部作成し、毎翌月15日までに1部を<u>地域医療政策課長</u>に送付しなければならない。  (総勘定元帳の作成) <b>第22条</b> <u>地域医療政策課長</u>は、勘定内訳簿の各勘定表及び現金預金出納簿の現金預金日計表に基づき、毎月末日をもって総勘定元帳を作成しなけれ</p>	<p>(伝票の発行) <b>第18条</b> (略) 2 支払伝票は、金銭支払の取引について決裁を受けた証拠書類に基づき<u>基幹病院整備室長</u>が発行するものとする。 3 振替伝票は、前2項に掲げる取引以外の取引その他必要な場合について決裁を受けた証拠書類に基づき会計管理者又は<u>基幹病院整備室長</u>が発行するものとする。 4・5 (略)  (現金預金日計表の送付) <b>第21条</b> 会計管理者は、現金預金日計表を2部作成し、毎翌月15日までに1部を<u>基幹病院整備室長</u>に送付しなければならない。  (総勘定元帳の作成) <b>第22条</b> <u>基幹病院整備室長</u>は、勘定内訳簿の各勘定表及び現金預金出納簿の現金預金日計表に基づき、毎月末日をもって総勘定元帳を作成しなけれ</p>

ばならない。

(証拠書類の保管)

**第23条** 会計管理者は、収納済又は支払済に係る証拠書類を毎翌月15日までに地域医療政策課長に送付しなければならない。

2 地域医療政策課長は、取引の証拠書類を次の区分に従い日付順に番号を付し、編集して保管しなければならない。

(1)～(3) (略)

(帳簿)

**第26条** 地域医療政策課長は、次に掲げる帳簿を設備し、記帳整理をしなければならない。

(1)～(13) (略)

(調定)

**第37条** (略)

2 収支命令職員は、前項の収入調定書を作成したときは、その写しを地域医療政策課長に送付しなければならない。

(欠損処分の手続)

**第52条** (略)

2 収支命令職員は、債権について欠損処分をしたときは、欠損処分調書により地域医療政策課長に通知するとともに、その旨を福祉保健部長に報告しなければならない。

(支出命令)

**第53条** (略)

2 前項の支出決議書は、次に掲げる書類を添付し、地域医療政策課長を経由して、会計管理者に送付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(支払伝票の発行)

**第54条** 地域医療政策課長は、前条第2項各号に掲げる書類に基づき支払伝票を発行し、会計管理者に送付しなければならない。

(資金前渡)

**第73条** (略)

2 資金前渡職員は、地域医療政策課長とする。

(前渡金精算)

**第79条** 資金前渡職員は、資金前渡の方法によって支払う経費に係る用務の終了後、1週間以内に精算書を作成し、証拠書類を添えて地域医療政策課長に提出しなければならない。

2 地域医療政策課長は、精算書に「精算命令」と

ばならない。

(証拠書類の保管)

**第23条** 会計管理者は、収納済又は支払済に係る証拠書類を毎翌月15日までに基幹病院整備室長に送付しなければならない。

2 基幹病院整備室長は、取引の証拠書類を次の区分に従い日付順に番号を付し、編集して保管しなければならない。

(1)～(3) (略)

(帳簿)

**第26条** 基幹病院整備室長は、次に掲げる帳簿を設備し、記帳整理をしなければならない。

(1)～(13) (略)

(調定)

**第37条** (略)

2 収支命令職員は、前項の収入調定書を作成したときは、その写しを基幹病院整備室長に送付しなければならない。

(欠損処分の手続)

**第52条** (略)

2 収支命令職員は、債権について欠損処分をしたときは、欠損処分調書により基幹病院整備室長に通知するとともに、その旨を福祉保健部長に報告しなければならない。

(支出命令)

**第53条** (略)

2 前項の支出決議書は、次に掲げる書類を添付し、基幹病院整備室長を経由して、会計管理者に送付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(支払伝票の発行)

**第54条** 基幹病院整備室長は、前条第2項各号に掲げる書類に基づき支払伝票を発行し、会計管理者に送付しなければならない。

(資金前渡)

**第73条** (略)

2 資金前渡職員は、基幹病院整備室長とする。

(前渡金精算)

**第79条** 資金前渡職員は、資金前渡の方法によって支払う経費に係る用務の終了後、1週間以内に精算書を作成し、証拠書類を添えて基幹病院整備室長に提出しなければならない。

2 基幹病院整備室長は、精算書に「精算命令」と

表示し、残金がある場合にあつては、返納調書を添えて会計管理者に送付しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、交際費にあつては、前渡資金出納計算書を作成し、証拠書類及び預託した保管金がある場合においては預金現在高証明書を添付し、4月1日から9月30日までの分については10月15日まで、10月1日から翌年3月31日までの分については翌年4月15日までに、地域医療政策課長に提出しなければならない。
- 4 地域医療政策課長は、前項の前渡資金出納計算書に証拠書類を添えて提出のあった月の15日までに会計管理者に送付しなければならない。
- 5 地域医療政策課長は、前項に掲げる書類を当該年度終了後、8年間保存しなければならない。

(前渡金等の精算振替)

**第87条** 地域医療政策課長は、第79条第1項(第81条において準用する場合を含む。)の規定により精算書の提出を受けたときは、振替伝票を発行しなければならない。

(物品の取得、管理及び処分)

**第110条** (略)

- 2 物品管理職員は、地域医療政策課長とする。

(物品の出納、保管及び記録管理)

**第111条** (略)

- 2 物品出納員は、地域医療政策課の会計事務を担当する政策企画員の職にある者とする。

(物品補助会計職員の設置及び任命)

**第112条** 会計管理者及び物品出納員の事務を補助させるため、物品補助会計職員を地域医療政策課に置く。

(棚卸結果の報告)

**第125条** 物品出納員は、棚卸しを行ったときは、速やかに棚卸報告書を作成し、地域医療政策課長に棚卸しの結果を報告しなければならない。

- 2 物品出納員は、棚卸しの結果、物品の受払いを記録整理した帳簿と物品の現在高が一致しないときは、その原因を調査し、前項の棚卸報告書に併せて地域医療政策課長に報告しなければならない。
- 3 地域医療政策課長は、前項の規定により棚卸不一致の報告を受け、その原因に疑義があるとき又は不一致の数量が甚だしく多いと認めるときは、速やかにその処理の方針を決定しなければならない。

(固定資産の管理)

**第127条** (略)

表示し、残金がある場合にあつては、返納調書を添えて会計管理者に送付しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、交際費にあつては、前渡資金出納計算書を作成し、証拠書類及び預託した保管金がある場合においては預金現在高証明書を添付し、4月1日から9月30日までの分については10月15日まで、10月1日から翌年3月31日までの分については翌年4月15日までに、基幹病院整備室長に提出しなければならない。
- 4 基幹病院整備室長は、前項の前渡資金出納計算書に証拠書類を添えて提出のあった月の15日までに会計管理者に送付しなければならない。
- 5 基幹病院整備室長は、前項に掲げる書類を当該年度終了後、8年間保存しなければならない。

(前渡金等の精算振替)

**第87条** 基幹病院整備室長は、第79条第1項(第81条において準用する場合を含む。)の規定により精算書の提出を受けたときは、振替伝票を発行しなければならない。

(物品の取得、管理及び処分)

**第110条** (略)

- 2 物品管理職員は、基幹病院整備室長とする。

(物品の出納、保管及び記録管理)

**第111条** (略)

- 2 物品出納員は、基幹病院整備室の会計事務を担当する政策企画員の職にある者とする。

(物品補助会計職員の設置及び任命)

**第112条** 会計管理者及び物品出納員の事務を補助させるため、物品補助会計職員を基幹病院整備室に置く。

(棚卸結果の報告)

**第125条** 物品出納員は、棚卸しを行ったときは、速やかに棚卸報告書を作成し、基幹病院整備室長に棚卸しの結果を報告しなければならない。

- 2 物品出納員は、棚卸しの結果、物品の受払いを記録整理した帳簿と物品の現在高が一致しないときは、その原因を調査し、前項の棚卸報告書に併せて基幹病院整備室長に報告しなければならない。
- 3 基幹病院整備室長は、前項の規定により棚卸不一致の報告を受け、その原因に疑義があるとき又は不一致の数量が甚だしく多いと認めるときは、速やかにその処理の方針を決定しなければならない。

(固定資産の管理)

**第127条** (略)

2 固定資産管理職員は、地域医療政策課長とする。

(固定資産取扱員の設置及び任命)

**第128条** 固定資産管理職員の事務を補助させるため、固定資産取扱員を地域医療政策課に置く。

(建設仮勘定)

**第135条** (略)

2 固定資産管理職員は、工事が完了したときは、工事の直接費に間接費を加算した額を地域医療政策課長に対し通知しなければならない。

(処分等に係る予算執行)

**第146条** (略)

2 収入原因行為担当者又は支出負担行為担当者は、前項の規定により固定資産の処分又は減価償却の通知を受けたときは、速やかに払出し調書によりこれを決定し、直ちに地域医療政策課長に対して通知しなければならない。

(決算事務)

**第147条** 決算事務は、地域医療政策課長が行う。

2 課長は、決算に必要な資料を作成し、地域医療政策課長に提出しなければならない。

3 前項の資料の様式及び提出の期限は、地域医療政策課長が指定する。

(経理状況の報告)

**第149条** 地域医療政策課長は、毎月末日をもって、合計残高試算表及びその他必要な書類を作成し、翌月15日までに福祉保健部長に提出しなければならない。

(整理事項)

**第152条** 地域医療政策課長は、毎事業年度末において決算整理事項として次の手続をしなければならない。

(1)～(8) (略)

(帳簿の締切り)

**第153条** 地域医療政策課長は、前条の手続が終わったときは、勘定の締切りを行わなければならない。

(決算書類の提出)

**第154条** 地域医療政策課長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、福祉保健部長に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

(1)～(12) (略)

2 固定資産管理職員は、基幹病院整備室長とする。

(固定資産取扱員の設置及び任命)

**第128条** 固定資産管理職員の事務を補助させるため、固定資産取扱員を基幹病院整備室に置く。

(建設仮勘定)

**第135条** (略)

2 固定資産管理職員は、工事が完了したときは、工事の直接費に間接費を加算した額を基幹病院整備室長に対し通知しなければならない。

(処分等に係る予算執行)

**第146条** (略)

2 収入原因行為担当者又は支出負担行為担当者は、前項の規定により固定資産の処分又は減価償却の通知を受けたときは、速やかに払出し調書によりこれを決定し、直ちに基幹病院整備室長に対して通知しなければならない。

(決算事務)

**第147条** 決算事務は、基幹病院整備室長が行う。

2 課長は、決算に必要な資料を作成し、基幹病院整備室長に提出しなければならない。

3 前項の資料の様式及び提出の期限は、基幹病院整備室長が指定する。

(経理状況の報告)

**第149条** 基幹病院整備室長は、毎月末日をもって、合計残高試算表及びその他必要な書類を作成し、翌月15日までに福祉保健部長に提出しなければならない。

(整理事項)

**第152条** 基幹病院整備室長は、毎事業年度末において決算整理事項として次の手続をしなければならない。

(1)～(8) (略)

(帳簿の締切り)

**第153条** 基幹病院整備室長は、前条の手続が終わったときは、勘定の締切りを行わなければならない。

(決算書類の提出)

**第154条** 基幹病院整備室長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、福祉保健部長に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

(1)～(12) (略)

<p>(資金計画)</p> <p><b>第155条</b> <u>地域医療政策課長</u>は、事業の遂行に要する資金計画を会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(資金計画)</p> <p><b>第155条</b> <u>基幹病院整備室長</u>は、事業の遂行に要する資金計画を会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(新潟県救急搬送・受入協議会規則の一部改正)

**第11条** 新潟県救急搬送・受入協議会規則(平成21年新潟県規則第60号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p><b>第6条</b> 協議会の庶務は、防災局消防課及び<u>福祉保健部地域医療政策課</u>において行う。</p>	<p>(庶務)</p> <p><b>第6条</b> 協議会の庶務は、防災局消防課及び<u>福祉保健部医務薬事課</u>において行う。</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第9号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。ただし、別表第6第3号の表健康福祉環境部環境センター長の項第16号の次に1号を加える改正は、令和4年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中条及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条及び別表の細目の号（以下「移動条等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中条及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条及び別表の細目の号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の細目の号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の細目の号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(危機管理監の専決事項)</p> <p><b>第4条の2</b> 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号、次条及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上<del>の</del>休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等<del>を</del>すること（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(行財政改革監の専決事項)</p> <p><b>第4条の3</b> 次に掲げる事項は、行財政改革監が専決するものとする。</p> <p><u>(1) 行財政改革監の旅行の命令をすること。</u></p> <p><u>(2) 行財政改革監の旅行の復命を受けること。</u></p> <p><u>(3) 行財政改革監の休暇等の承認等<del>を</del>すること(研</u></p>	<p style="text-align: center;">(危機管理監の専決事項)</p> <p><b>第4条の2</b> 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上<del>の</del>休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等<del>を</del>すること（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。)。

(4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による行財政改革監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。

(5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による行財政改革監の代休日の指定を行うこと。

(6) 行財政改革監の当直勤務の命令をすること。

**第4条の4** (略)

**別表第2** (第4条関係)

部長共通専決事項

- (1)～(8) (略)
- (9) 審査請求に対する弁明書等の提出をすること。
- (10) (略)
- (11) 部長及び部長相当職の職員(課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。)の旅行並びに参与、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の命令をすること。
- (12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参与、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の復命を受けること。
- (13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)並びに参与、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置

**第4条の3** (略)

(広報監の専決事項)

**第4条の4** 次に掲げる事項は、広報監が専決するものとする。

- (1) 広報監の旅行(5日以上の旅行を除く。次号において同じ。)の命令をすること。
- (2) 広報監の旅行の復命を受けること。
- (3) 広報監の休暇等の承認等をすること。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による広報監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による広報監の代休日の指定を行うこと。
- (6) 広報監の当直勤務の命令をすること。

**別表第2** (第4条関係)

部長共通専決事項

- (1)～(8) (略)
- (9) 審査請求書等の経由及び弁明書等の提出をすること。
- (10) (略)
- (11) 部長及び部長相当職の職員(課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。)の旅行並びに参与、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の命令をすること。
- (12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参与、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の復命を受けること。
- (13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)並びに参与、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管

かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の 5 日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4 日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。

(14)～(21) (略)

別表第 4（第 6 条関係）

(略)

福祉保健部

福祉保健総務課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

国保・福祉指導課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

地域医療政策課	
部長専決事項	課長専決事項
	<p>(1) あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 8 条第 1 項の規定により、施術者に対し必要な指示を行うこと。</p> <p>(2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 3 第 5 項の規定により、報告された事項を公表すること。</p> <p>(3) 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 20 条の 6 の規定により、構造設備等の変更その他必要な指示を行うこと。</p> <p>(4) 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 18 条第 1 項の規定により、柔道整復師に対し必要な指示を行うこと。</p>

課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の 5 日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4 日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。

(14)～(21) (略)

別表第 4（第 6 条関係）

(略)

福祉保健部

福祉保健課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

国保・福祉指導課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

感染症対策・薬務課		医務薬事課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第19条第1項の規定により、入所者の親族に対し援護をすること。</u></p> <p>(5) <u>予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定により、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行わせること。</u></p> <p>(6) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第30条第1項の規定により、死体の移動を制限し、又は禁止すること。</u></p> <p>(7) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項の規定により、期間を定めて、水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。</u></p> <p>(8) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第32条第1項の規定により、期間を定めて、建物への立入りを制限し、又は禁止すること。</u></p> <p>(9) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第32条第2項の規定により、建物について封鎖その他必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(10) <u>感染症の予防及</u></p>	<p>(1) <u>予防接種法第5条第1項の規定による政令市長への定期予防接種の指示をすること。</u></p> <p>(2) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定により、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関を指定し、又は同条第9項の規定により、その指定を取り消すこと。</u></p> <p>(3) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条第3項の規定により、診療報酬の額を決定すること。</u></p> <p>(4)～(34) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1) <u>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第8条第1項の規定により、施術者に対し必要な指示をすること。</u></p> <p>(1)の2 <u>医療法（昭和23年法律第205号）第6条の3第5項の規定により、報告された事項を公表すること。</u></p> <p>(2) <u>柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第18条第1項の規定により、柔道整復師に対し必要な指示をすること。</u></p> <p>(3) <u>臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の6の規定により、構造設備等の変更その他必要な指示をすること。</u></p> <p>(4)～(34) (略)</p>

<p><u>び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条の規定により、期間を定めて、交通を制限し、又は遮断すること。</u></p> <p>(11) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条第1項の規定により、同法第30条から第33条までに規定する措置を実施すること。</u></p>			
(略)		(略)	
健康づくり支援課		健康対策課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	<p>(1) <u>削除</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5)及び(6) <u>削除</u></p> <p>(7)～(20) (略)</p>	<p>(1) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第19条第1項の規定により、入所者の親族に対し援護をすること。</p> <p>(2) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定により、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行わせること。</p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第30条第1項の規定により、死体の移動を制限し、又は禁止すること。</p> <p>(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項の規定により、期間を定めて、水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。</p> <p>(5) 感染症の予防及び</p>	<p>(1) <u>予防接種法第5条第1項の規定による政令市長への定期予防接種の指示をすること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定により、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関を指定し、又は同条第9項の規定により、その指定を取り消すこと。</u></p> <p>(6) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条第3項の規定により、診療報酬の額を決定すること。</u></p> <p>(7)～(20) (略)</p>

(略)

(略)  
産業労働部  
(略)

る医療に関する法律第32条第1項の規定により、期間を定めて、建物への立入りを制限し、又は禁止すること。  
(6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第32条第2項の規定により、建物について封鎖その他必要な措置を講ずること。  
(7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条の規定により、期間を定めて、交通を制限し、又は遮断すること。  
(8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条第1項の規定により、同法第30条から第33条までに規定する措置を実施すること。

(略)  
産業労働部  
(略)

創業・経営支援課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の2の2(同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)の規定により、中小企業調停審議会に諮問し、団体協約についてのあつせん又は調停を行うこと。	(1) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること(創業・経営支援課の所管事項に係るものに限る。)
(2) 商工会法(昭和35年法律第89号)第53条(同法第58条第6項において準用する場合を含む。)の規定による商工会又は商	(2) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令(昭和38年通商産業省令第123号)第4条第4項の規定により診断を実施し、及び同条第5項の規定により診

工会連合会の清算人の選任をすること。

断報告書を交付すること（創業・経営支援課の所管事項に係るものに限る。）。

(3) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第4条第7項の規定により、診断報告書の内容の実施等に関する助言を行うこと（創業・経営支援課の所管事項に係るものに限る。）。

(4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第6条第1項の規定により、貸金業者の登録を拒否すること。

(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号に規定する中小企業高度化資金貸付事業に関する事業計画を作成すること（創業・経営支援課の所管事項に係るものに限る。）。

産業振興課

部長専決事項	課長専決事項
	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第33条の規定により、苦情の処理のあつせん等をする事。

地域産業振興課

部長専決事項	課長専決事項
(1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定により、中小	(1) (略) (2) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定め

商業・地場産業振興課

部長専決事項	課長専決事項
小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）第15条の規定により、中小小売商に係る紛争についてあつせん又は調停を行うこと。	(1) (略) (2) 中小企業支援法第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること（商業・地場産業振

企業調停審議会に諮問し、団体協約についてのおつせん又は調停を行うこと。

(2) 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号)第15条の規定により、中小小売商に係る紛争についておつせん又は調停を行うこと。

(3) 商工会法(昭和35年法律第89号)第53条(同法第58条第6項において準用する場合を含む。)の規定による商工会又は商工会連合会の清算人の選任をすること。

ること。

(3) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令(昭和38年通商産業省令第123号)第4条第4項の規定により診断を実施し、及び同条第5項の規定により診断報告書を交付すること。

(4) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第4条第7項の規定により、診断報告書の内容の実施等に関する助言を行うこと。

(5) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第6条第1項の規定により、貸金業者の登録を拒否すること。

(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第15条第1項第3号に規定する中小企業高度化資金貸付事業に関する事業計画を作成すること。

(7)～(15) (略)

興課の所管事項に係るものに限る。)

(3) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第4条第4項の規定により診断を実施し、及び同条第5項の規定により診断報告書を交付すること(商業・地場産業振興課の所管事項に係るものに限る。)

(4) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第4条第7項の規定により、診断報告書の内容の実施等に関する助言を行うこと(商業・地場産業振興課の所管事項に係るものに限る。)

(5) 削除

(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する中小企業高度化資金貸付事業に関する事業計画を作成すること(商業・地場産業振興課の所管事項に係るものに限る。)

(7)～(15) (略)

創業・イノベーション推進課	
部長専決事項	課長専決事項
	電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第33条の規定により、苦情の処理のおつせん等を行うこと。

(略)  
(略)

(略)  
(略)

農林水産部  
(略)

農産園芸課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(3) (略) (4) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> (昭和25年法律第127号) 第35条第1項の規定により、適用除外肥料の指定をすること。 (5) (略)

(略)

林政課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(6) (略) (6)の2 <u>森林組合法</u> 第88条の3第2項及び第108条の5第2項の規定により、森林組合等の吸収分割を認可すること。 (7)・(7)の2 (略) (7)の3 <u>森林組合法</u> 第108条の13第2項の規定により、森林組合等の新設分割を認可すること。 (8)～(13) (略)	(1)～(3) (略) (4) <u>削除</u>  (5)～(12) (略)

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること (三条及び南魚沼地域振興局の農業振興部長及び農林振興部長の専決事項を除く。次号から第4号まで、第6号、第7号、第11号及び第12号において同じ。) (2)～(12) (略)

(略)

農地整備課	
部長専決事項	課長専決事項

農林水産部  
(略)

農産園芸課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(3) (略) (4) <u>肥料取締法</u> (昭和25年法律第127号) 第35条第1項の規定により、適用除外肥料の指定をすること。 (5) (略)

(略)

林政課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(6) (略)  (7)・(7)の2 (略)  (8)～(13) (略)	(1)～(3) (略) (4) <u>森林組合法</u> 第116条の規定により、森林組合等が締結した <u>専用契約を取り消す</u> こと。 (5)～(12) (略)

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること (三条、 <u>魚沼</u> 及び南魚沼地域振興局の農業振興部長及び農林振興部長の専決事項を除く。次号から第4号まで、第6号、第7号、第11号及び第12号において同じ。) (2)～(12) (略)

(略)

農地整備課	
部長専決事項	課長専決事項

(略)	(略)	(略)	(略)
<b>農村環境課</b>			
部長専決事項	課長専決事項		
(1) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第6条の規定により、都道府県棚田地域振興計画を定め、又はこれを変更すること。 (2) 棚田地域振興法第7条第1項の規定により、指定棚田地域の指定を申請すること。 (3) 棚田地域振興法第7条第4項の規定により、申請をするか否かについて通知すること。 (4) 棚田地域振興法第7条第6項の規定により、指定棚田地域の指定の解除を申請すること。			
土木部		土木部	
監理課		監理課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1)～(7) (略)	(1) 建設業法（昭和24年法律第100号） <u>第19条の6第1項又は第2項の規定により、発注者に対し勧告</u> すること。 (2) <u>建設業法第19条の6第3項の規定により、勧告に従わない旨を公表</u> すること。 (3) (略) (4) <u>建設業法第41条の2第1項の規定により、建設資材製造業者等に対し勧告</u> すること。 (5) <u>建設業法第41条の2第2項の規定により、勧告に従わない旨を公表</u> すること。 (6) <u>建設業法第41条の</u>	(1)～(7) (略) (8) <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第13条第1項の規定により、土地使用権等の取得についての裁定</u> すること。 (9) <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第19条第3項の規定により、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定</u> すること。 (10) <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第32条第1項又は第37</u>	(1) 建設業法（昭和24年法律第100号） <u>第19条の5の規定により、発注者に対し勧告</u> すること。  (2) (略)

	<p><u>2 第 3 項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p><u>条第 3 項の規定により、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をすること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	
<p>用地・土地利用課</p>		<p>用地・土地利用課</p>	
<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>
<p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第13条第1項の規定により、土地使用権等の取得についての裁定をすること。</u></p> <p>(13) <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第19条第3項の規定により、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定をすること。</u></p> <p>(14) <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第32条第1項又は第37条第3項の規定により、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をすること。</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>(略)</p>	
<p>別表第 5 (第14条の 2 関係)</p>		<p>別表第 5 (第14条の 2 関係)</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p><u>三条及び南魚沼地域振興局の農業振興部長及び農林振興部長専決事項</u></p>		<p><u>三条、魚沼及び南魚沼地域振興局の農業振興部長及び農林振興部長専決事項</u></p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>地域振興局の地域整備部長(新潟地域振興局新津地域整備部長を含む。)専決事項</p>		<p>地域振興局の地域整備部長(新潟地域振興局新津地域整備部長を含む。)専決事項</p>	
<p>(1)～(3) (略)</p>		<p>(1)～(3) (略)</p>	
<p><u>(3)の 2 建設業法第17条の 2 第 1 項から第 3 項まで又は第17条の 3 第 1 項の規定により、承継に</u></p>			

係る認可をすること。  
 (4)～(7) (略)  
**新潟地域振興局津川地区振興事務所長専決事項**  
 (1)～(3) (略)  
(3)の2 建設業法第17条の2第1項から第3項まで又は第17条の3第1項の規定により、承継に係る認可をすること。  
 (4)～(7) (略)  
 (略)

**別表第6 (第15条関係)**

- (1)・(2) (略)  
 (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
長岡、上越及び佐渡の各地域振興局の企画振興部長	(略)
(略)	
健康福祉部 衛生環境課長	(1)～(12) (略) <u>(12)の2 浄化槽法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。</u> <u>(12)の3 浄化槽法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。</u> (13) 浄化槽法第11条の3の規定による浄化槽の使用を廃止した旨の届出を受理すること。 <u>(13)の2 浄化槽法第49条第1項の規定により、浄化槽台帳を作成すること。</u> (14)・(15) (略)
(略)	
健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(5)の2 (略) <u>(5)の2の2 浄化槽法第49条第2項の規定により、浄化槽に関する情報の提供を求めること。</u> (5)の3～(8) (略) (9) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間

(4)～(7) (略)  
**新潟地域振興局津川地区振興事務所長専決事項**  
 (1)～(3) (略)  
 (4)～(7) (略)  
 (略)

**別表第6 (第15条関係)**

- (1)・(2) (略)  
 (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
新発田、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局の企画振興部長	(略)
(略)	
健康福祉部 衛生環境課長	(1)～(12) (略) (13) 浄化槽法第11条の2の規定による浄化槽の使用を廃止した旨の届出を受理すること。 (14)・(15) (略)
(略)	
健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(5)の2 (略) (5)の3～(8) (略) (9) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間

	<p>を短縮すること。  (10)～(16) (略)  <u>(16)の2 大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による解体等工事に係る調査の結果の報告を受理すること。</u>  (17) 大気汚染防止法第18条の17第1項又は第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出を受理すること。  (17)の2 大気汚染防止法第18条の28第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出を受理すること。  (17)の3 大気汚染防止法第18条の29第1項の規定による一の施設が水銀排出施設となつた際の届出を受理すること。  (17)の4 大気汚染防止法第18条の30第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。  (18)～(72) (略)</p>		<p>を短縮すること。  (10)～(16) (略)  (17) 大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出を受理すること。  (17)の2 大気汚染防止法第18条の23第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出を受理すること。  (17)の3 大気汚染防止法第18条の24第1項の規定による一の施設が水銀排出施設となつた際の届出を受理すること。  (17)の4 大気汚染防止法第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。  (18)～(72) (略)</p>
<p>健康福祉環境部  環境センター環境課長</p>	<p>(1)～(8)の5 (略)  (8)の6 浄化槽法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。  (8)の7 浄化槽法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。  (8)の8 浄化槽法第11条の3の規定による浄化槽の使用を廃止した旨の届出を受理すること。  (8)の9 浄化槽法第49条第1項の規定により、浄化槽台帳を作成すること。  (8)の10 (略)  (8)の11 (略)  (9) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。  (10) 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生</p>	<p>健康福祉環境部  環境センター環境課長</p>	<p>(1)～(8)の5 (略)  (8)の6 浄化槽法第11条の2の規定による浄化槽の使用を廃止した旨の届出を受理すること。  (8)の7 (略)  (8)の8 (略)  (9) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。  (10) 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生</p>

施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。 (10)の2～(20) (略)	施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。 (10)の2～(20) (略)
(略)	(略)
(4) (略)	(4) (略)

◎新潟県訓令第10号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。ただし、第1号の表土木部都市局営繕課県央基幹病院建設現場事務所の項を加える改正は、令和3年6月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																																						
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>福祉保健部地域医療政策課放射線検査室</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>土木部都市局営繕課</u></td> <td style="text-align: center;"><u>三条市上須頃1200番地（1</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>場事務所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>－1街区）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出納局管理課新潟分室</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table> (2) 地域機関関係のもの <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	名 称	位 置	(略)		<u>福祉保健部地域医療政策課放射線検査室</u>	(略)	(略)		<u>土木部都市局営繕課</u>	<u>三条市上須頃1200番地（1</u>	<u>場事務所</u>	<u>－1街区）</u>	出納局管理課新潟分室	(略)	(略)		名 称	位 置	(略)		(略)		(略)		(略)		新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>福祉保健部医務薬事課放射線検査室</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>土木部都市局営繕課</u></td> <td style="text-align: center;"><u>十日町市寿町3丁目3番地</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>十日町病院改築現場事務所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出納局管理課新潟分室</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table> (2) 地域機関関係のもの <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>新潟地域振興局企画振興部津川駐在所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>東蒲原郡阿賀町津川1861番地1</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>東京事務所表参道分室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>東京都渋谷区神宮前4丁目11番7号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	名 称	位 置	(略)		<u>福祉保健部医務薬事課放射線検査室</u>	(略)	(略)		<u>土木部都市局営繕課</u>	<u>十日町市寿町3丁目3番地</u>	<u>十日町病院改築現場事務所</u>	<u>14</u>	出納局管理課新潟分室	(略)	(略)		名 称	位 置	(略)		<u>新潟地域振興局企画振興部津川駐在所</u>	<u>東蒲原郡阿賀町津川1861番地1</u>	(略)		<u>東京事務所表参道分室</u>	<u>東京都渋谷区神宮前4丁目11番7号</u>	(略)	
名 称	位 置																																																						
(略)																																																							
<u>福祉保健部地域医療政策課放射線検査室</u>	(略)																																																						
(略)																																																							
<u>土木部都市局営繕課</u>	<u>三条市上須頃1200番地（1</u>																																																						
<u>場事務所</u>	<u>－1街区）</u>																																																						
出納局管理課新潟分室	(略)																																																						
(略)																																																							
名 称	位 置																																																						
(略)																																																							
(略)																																																							
(略)																																																							
(略)																																																							
名 称	位 置																																																						
(略)																																																							
<u>福祉保健部医務薬事課放射線検査室</u>	(略)																																																						
(略)																																																							
<u>土木部都市局営繕課</u>	<u>十日町市寿町3丁目3番地</u>																																																						
<u>十日町病院改築現場事務所</u>	<u>14</u>																																																						
出納局管理課新潟分室	(略)																																																						
(略)																																																							
名 称	位 置																																																						
(略)																																																							
<u>新潟地域振興局企画振興部津川駐在所</u>	<u>東蒲原郡阿賀町津川1861番地1</u>																																																						
(略)																																																							
<u>東京事務所表参道分室</u>	<u>東京都渋谷区神宮前4丁目11番7号</u>																																																						
(略)																																																							